

障がい理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

1 広報媒体を活用した周知・啓発

- ①青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（平成29年4月1日施行）
 - 市HPに条例及び差別に関する相談窓口等を掲載（令和7年度継続実施）
 - 「知ることからはじめる障がいへの理解」ハンドブックの配布（ 〃 ）
 - 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」リーフレットの配布（ 〃 ）
- ②青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例（令和2年4月1日施行）
 - 「いろいろなキモチのつたえかたガイド」リーフレットの配布（令和7年度継続実施）
 - 青森市広報番組「Aomo LIVE」（市公式YouTube）に、「手話奉仕員養成講座」の動画を公開（令和4年7月）
- ③「ヘルプカード、マークの周知・啓発」
 - 平成28年7月から、ヘルプカードについて障がい者支援課、浪岡振興部健康福祉課窓口で配布（令和7年度継続実施）
 - 広報あおもり（年2回）及び市HPに掲載（ 〃 ）



2 研修・講義などでの周知・啓発

- ①市民への啓発
 - 令和2年度から保育所等への訪問による講座
 - 「いろいろなキモチのつたえかた教室」をテーマに講義（令和7年度継続実施）
 - ※講義内容：手話のあいさつクイズ、視覚障がい者の帯同、盲導犬とのふれあい等
 - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児（者）を守る会
 - ※講義実績：保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校で実施（令和6年度実績 17箇所 受講者486人）
 - 平成29年度から「障がい者週間」（12/3～12/9）に併せて、市役所庁舎内でパネル展等を実施
 - ※令和7年度は、「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」施行後5周年をPR
 - 令和7年度から「手話の日・手話言語の国際デー（9/23）」の周知を実施
 - ※国際ろうしゃ週間（9/22～9/28）に併せて、本庁舎1階ロビーのブルーライトアップとパネル展示を実施
- ②事業者向け出前講座（合理的配慮の提供について）
 - 法改正による事業所による障がいのある方への合理的配慮の提供義務化について、理解を深めてもらうため、令和6年度から講座を実施（別添参考資料3のとおり）
 - 【令和6年度実績 2事業所 受講者合計59名】



3 合理的配慮の提供について

- ①令和2年から新採用職員、新任課長、窓口職員等研修の実施（令和7年度継続実施）
 - ※講義内容：「障がいのある人への対応について」
 - ※講師：青森市ろうあ協会、青森市視覚障害者の会、青森県重症心身障害児（者）を守る会、障がい者支援課職員
 - ※講義実績：令和6年度実績 受講者228名
 - ②障がいのある方へ配慮ある対応をするための『職員対応マニュアル』を作成（平成30年4月作成、令和3年11月改訂）
 - ③平成30年4月に市窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置（本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、各支所、各市民センターのほか、市の指定管理施設も含めた全ての窓口に設置）
 - ④手話通訳者派遣・設置事業、要約筆記者派遣事業
 - （通訳者派遣：平成5年度～、手話設置：14年度～、要約筆記：平成18年度～）
 - 【令和6年度実績：通訳者派遣件数 延1,355件、設置相談件数 延3,476件、筆記者派遣件数 延べ99件】
 - ⑤平成4年度から視覚障害者福祉対策ガイドブック音声版製作事業
 - 【令和7年度継続実施、令和6年度支給件数60件】
 - ⑥平成4年度から視覚障害者福祉対策点字シール作成事業
 - 【令和7年度継続実施、令和6年度作成枚数1,010枚】
- ※ 他課においては、市HPの音声読み上げ、点字版・音声版 広報あおもりなど実施。



4 その他

- ①障がい者手帳アプリによる市有施設障がい者割引の際の本人確認の簡素化（令和7年4月から本市で実施）
 - 障がい者手帳アプリ「ミライロID」を障がい者手帳と同等のものとして、市有施設における障がい者割引の際に対応。（障がい者の方が手帳を見せることによる心身の負担軽減）
 - 【令和7年10月現在 37施設で対応済】
- ②青森県「おもいやり駐車場制度」へ対応した市有施設等における駐車区画の導入
 - 令和6年10月から実施（別添資料4のとおり）
 - 【令和7年10月現在 43施設 115駐車区画を設置】

